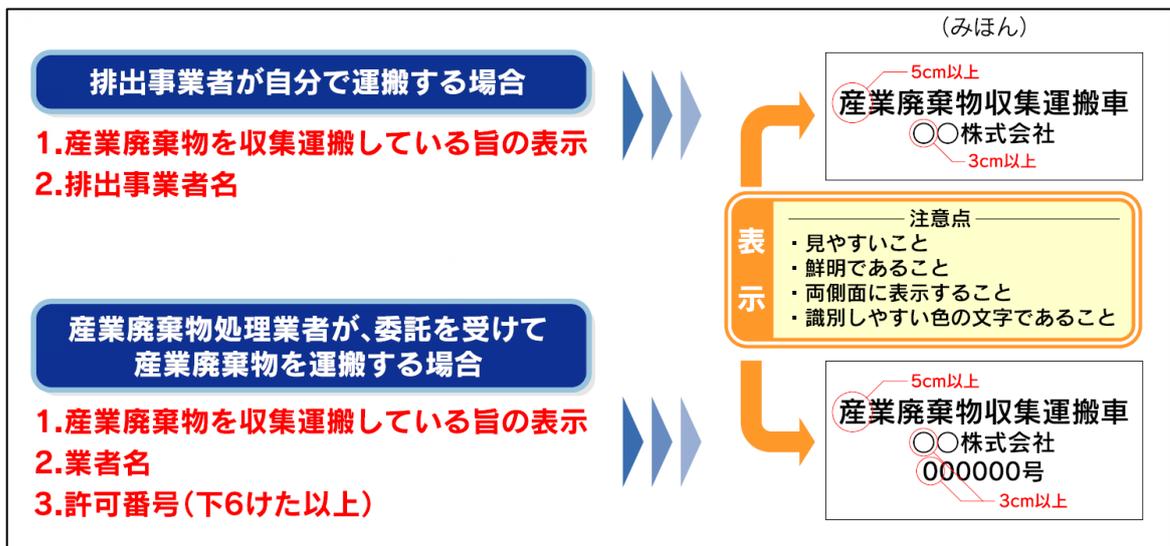


## ➤ 廃棄物の収集運搬基準

廃棄物を収集運搬する場合、生活環境の保全上支障が生じることなく、適正に処理するために、下記①～⑧の基準を遵守しなければなりません。

なお、⑤、⑥については環境省のホームページをあわせてご確認ください。

- ① 廃棄物が飛散、流出しないように収集運搬の作業を行うこと。
- ② 収集運搬の作業に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。
- ③ 収集運搬のために設置する施設は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないよう必要な措置を講じること。
- ④ 収集運搬に使用する運搬車、運搬容器等は、廃棄物が飛散、流出、悪臭発散等しないものであること。
- ⑤ 産業廃棄物運搬車両の両側面には、下記のとおり必要事項を鮮明に表示すること。



- ⑥ 産業廃棄物運搬車両には、下記のとおり必要な書面を備え付けておくこと。

| 排出事業者が自分で運搬する場合        |                                                                                 |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 運搬先が自社保管場等の場合          | 市条例で定める廃棄物処理票                                                                   |
| 運搬先で処理業者に委託する場合        | マニフェスト                                                                          |
| 産業廃棄物収集運搬業者が受託して運搬する場合 |                                                                                 |
| 紙マニフェストを使用する場合         | マニフェスト、<br>産業廃棄物収集運搬業許可証の写し                                                     |
| 電子マニフェストを使用する場合        | 電子マニフェストの加入証の写し、<br>電子マニフェストの画面を確認できる<br>端末(タブレット、スマートフォン等)<br>産業廃棄物収集運搬業許可証の写し |

※ 市条例で定める廃棄物処理票やマニフェストについては「産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度について」をあわせてご確認ください。

⑦ 石綿含有廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合には、下記のとおり収集運搬を行うこと。

- ・ 破砕することのない方法により収集運搬を行うこと。
- ・ 他のものと区分し、混合するおそれのないように収集運搬を行うこと。
- ・ 水銀廃棄物については「水銀を含む産業廃棄物について」や環境省のホームページをあわせてご確認ください。

⑧ 収集運搬した廃棄物の積替・保管を行う場合には、下記のとおり積替・保管を行うこと。

※ 廃棄物の保管基準については、「廃棄物の保管基準」をあわせてご確認ください。

- ・ 周囲に囲いが設けられ、積替・保管の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- ・ 廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭発散のしないように必要な措置を講じること。
- ・ 保管場所が屋外にある場合、制限高さを超えて廃棄物を積み上げないこと。
- ・ ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- ・ 石綿含有廃棄物の積替・保管を行う場合には、仕切りを設ける等、他のものと混合するおそれのないように必要な措置を講じること。
- ・ 積替え基準に適合する方法により行うこと。

| 廃棄物の積替え保管基準                     |
|---------------------------------|
| ・ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。 |
| ・ 適切に保管できる量を超えないこと。             |
| ・ 廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。      |

- ・ 産業廃棄物の保管を行う場合、1日当たりの平均的な搬出量の7倍の数量を越えないこと。